

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	17
処分の種類	保護施設の長の指導の制限、禁止			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第48条第3項			
処分の概要	保護施設の長が、施設利用者に対して管理規定に従ってする指導について、必要と認めるときに制限又は禁止をする決定			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難であるため)			
基準の制定根拠	—			